

高知県中小企業新型コロナウイルス感染症 対策事業費補助金のお知らせ

「新しい生活様式」に対応した事業活動の再開や、従業員の方々や来客、利用者をはじめとする県民の安全・安心を確保するために、**様々な分野の事業者の皆さんが実施する感染防止対策を支援**します！

補助対象







県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業支援法第2条第1項該当）
（個人事業主、組合等を含みます。）

対象経費

業種別の「感染予防対策ガイドライン(※1)」等に基づいて実施する取り組みに要する経費

※1 感染予防対策ガイドラインが示されていない業種については、他の業種のガイドラインをご参照ください。

- ◆対象となる取り組みは、原則次の①～③のいずれかに該当する内容とします。具体的な例示は、下記(1)～(6)をご参照ください。
 - ① 3密（密閉・密集・密接）の解消に資するもの
 - ② 非接触の推進に資するもの
 - ③ 除菌・抗菌に資するもの
- ◆汎用性の高い備品等（パソコン、机や椅子などの事務用品、自動車等）は対象外となります。

| | | |
|-------------|---|---|
| (1) 備品購入費 | ・空気清浄機（ウイルス除去・不活性化機能等を有するもの）の購入 ・除菌、ウイルス除去装置の購入 ・非接触検温システム（サーモカメラ等）の導入 など |  |
| (2) 工事請負費 | ・換気設備の整備や改修、網戸の新設や改修 ・座席や部屋のレイアウト変更など、対人距離確保を図るための改修 ・空気清浄機能付き又は換気機能付きエアコンの新設・更新・増設費用 ・トイレ（非接触式の洗浄トイレや手洗いや器の導入等）の改修費用 ・飛沫防止アクリル板等の設置工事 など |  |
| (3) 委託費 | ・改修工事に係るコンサルティング費用や設計委託費 など |  |
| (4) 使用料・賃借料 | ・対象となる機器や設備等のリース・レンタル料 など |  |
| (5) 役務費 ※2 | ・消毒作業、防護服のクリーニング等の外注費 など |  |
| (6) 消耗品費 ※2 | ・マスク、消毒液、除菌シート、手袋、防護服、フェイスシールド等の購入 ・パーテーション、防護スクリーン、透明ビニールカーテン、殺菌マットの購入 ・距離確保などのゾーニングシール、フロアマーカの購入 など |  |

補助率
補助額

補助率：**3/4以内**
補助額：**下限50万円～上限300万円以内**

※2 ただし、役務費及び消耗品費については、合計で補助額50万円までが対象

補助対象期間

令和2年4月7日(※)～令和2年12月28日

※令和2年4月7日以降で、交付決定の前に実施した事業に要する経費も、適正と認められる場合は、補助対象とします。

申請については裏面をご覧ください

申請から完了までの流れと手続き

(1) 申請～交付決定

- ① 交付申請に必要な書類は、高知県中小企業団体中央会のHPからダウンロードしてください。
⇒ <https://www.kbiz.or.jp/>
- ② 交付申請にあたっては、**必ずHP掲載の「交付要領」の内容をご確認ください。**
- ③ 申請書類は、**必ず「簡易書留」など追跡ができる方法で送付**してください。**持参による申請は受け付けておりません。**
- ④ 申請書を受領後、1～2週間程度を目処に交付決定を行います。補助事業は、「**補助金交付決定書**」の受領後**に行うことが要件となりますので、交付決定通知書が届くまで発注や購入を実施しないでください。**
(令和2年4月7日～令和2年7月14日までの遡及適用分は除く。)

重要!

国や県、市町村が実施する他の補助金との**併用は可能**ですが、補助対象とする**同一の物品等について重複受給はできません**のでご注意ください。

申請受付期間：令和2年7月14日（火）～令和2年9月30日（水）【当日消印有効】

※ただし、予算額に達した場合は、期間内でも申請の受付を終了する場合があります。

申請書類：以下のとおりです。詳細については「交付要領」でご確認ください。

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| ① 交付申請書 | ⑥ 県税の滞納がない旨を証する納税証明書 |
| ② 確定申告書の写し | ⑦ 事業内容と金額が確認できる資料 |
| ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人のみ | ⑧ 誓約書 |
| ④ 本人確認書類の写し ※個人事業主で納税証明書の提出がない場合 | ⑨ 同意書 |
| ⑤ 営業許可証の写し ※許可業種のみ | |



(2) 事業の実施

- ① 本補助事業は、補助対象期間である**令和2年12月28日までに取り組み（設置、納品等）及び支払いを完了**する必要があります。
- ② 補助事業の内容及び経費を変更する場合には、**必ず事前の承認が必要**です。



(3) 実績報告～補助額の確定～支払い

- ① 補助金交付決定を受けても、**定められた期日までに実績報告書及び支払を証明する書類等の提出がない場合は、補助金は受け取れません。**
- ② 実績報告時の審査の結果、補助対象外の経費が判明した場合は、実際に受け取る補助金額が交付決定額から減額になる場合があります。
- ③ 交付金額の確定後、「補助金確定通知」を送付します。**確定通知日から1～2週間程度で補助金を指定の口座にお支払いします。**

【お問合せ先及び申請書提出先】

高知県中小企業団体中央会
新型コロナウイルス感染症対策事業推進室

〒781-5101 高知市布師田3992-2
TEL:088-846-7550 (8:30～17:00 : 土日祝除く)
FAX:088-846-7555
E-mail:covid-19hojo@kbiz.or.jp